

平成22年12月20日

顧問先各位

戸田会計事務所  
所長 戸田裕陽

平成22年10月より

## 最低賃金が改定されました

今年も10月より最低賃金が改定されました。最低賃金は2種類に分類されています。

- ・地域別最低賃金 ⇒ 職種にかかわらず全ての労働者が対象。都道府県別に異なる。
- ・産業別最低賃金 ⇒ 特定の産業にのみ適用。都道府県別に異なる。

### 《東京都の地域別最低賃金》

改定前 (H21.10/1~H22.10/23)	→	改定後 (H22.10/24~)
791円	30円UP	821円

### 《東京都の産業別最低賃金》

上記地域別最低賃金にかかわらず、特定の産業については下記の最低賃金が適用されます。

産業別最低賃金	鉄鋼業	846円
	はん用機械器具、生産用機械器具製造業	832円
	業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	829円
	自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業	832円
	出版業	827円

### 《過去5年間の推移（地域別最低賃金）》

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
東京	714円	719円	739円	766円	791円	821円
神奈川	712円	717円	736円	766円	789円	818円
埼玉	682円	687円	702円	722円	735円	750円

東京都の最低賃金額はついに800円台に突入し、従前の791円から30円も上がりました。

今回の賃上げ率は3.8%となり、月給者の賃上げ率は1%台が続いている点と比較すると、かなり高いものといえます。今後の最低賃金の動向にもご注目頂きたいと思えます。

なお、パートタイマー・アルバイト・有期労働者などが多い企業は一段の考慮が必要です。

日給や月給の場合にも最低賃金法は適用されますので、ご注意ください。

詳細は、厚生労働省のHPをご覧ください。《<http://pc.saiteichingin.info/index.html>》